

熊本大学法科大学院をはじめとする地方の法科大学院の存続及び組織見直し措置の
改善を求める意見書

国の法曹養成制度関係閣僚会議は、本年7月、入学者競争倍率や定員割れ等の課題が指摘されている法科大学院について、公的支援の見直しを更に強化すべきとの方針を決定した。国が求めるこのような方針は、司法試験合格率や入学者競争倍率等の数値指標のみをもって、全国一律に組織の見直しを促すもので、全国から入学志願者が集まる都市部の大規模な法科大学院に比べて、入学志願者や司法試験合格率の確保が困難な地方の法科大学院に対しては、組織の存続に関わる見直しを含めた判断を迫る極めて厳しい内容となっている。

しかしながら、法の支配をあまねく実現するためには、各地のさまざまな分野から法曹を生み出すことが重要であり、そのためには、法科大学院を全国に適正配置し、地方在住者がその地域で教育を受けて法曹になる機会を実質的に保障することが不可欠である。

実際、熊本県内で唯一の法科大学院である熊本大学法科大学院においては、九州地区の中心に位置する法科大学院として、九州地区内の法曹志望者に対し、法曹となるための教育を受ける機会を提供してきており、平成24年度までに合計32名の司法試験合格者を輩出し、その半数以上が熊本県内で弁護士として稼働するなど、着実に地域司法の充実・発展に寄与している。その必要性、重要性は、単なる司法試験合格率や入学者競争倍率等の数字では計ることができないものであり、法科大学院の適正配置の観点が極めて重要である。

よって、国におかれては、地方における法曹教育機会の確保及び地域司法の充実・発展の観点から、地方の法科大学院の果たすべき役割の大きさに鑑み、各県に少なくとも1つの法科大学院の存続を認め、見直し措置の改善などの方策を採られることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月4日

熊本県議会議長 藤川隆夫

衆議院議長	伊吹文明様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
法務大臣	谷垣禎一様
文部科学大臣	下村博文様